

うっかり忘れにも延滞金がかかります！納税は口座振替をご利用ください

市税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は納期限をすぎると延滞金（年14・6%）が課されます。

そこで市では、市税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付に口座振替をお勧めいたします。ご指定の預金口座から各納期限に自動的に振り替えます。

納めに行く手間が省け、納め忘れによる延滞金の心配もなく便利です。ぜひご利用ください。

**申込み方法**市役所、取扱金融機関窓口でお申し込みください（預金通帳の届印が必要）。収納課にお電話いただければ口座振替依頼書を郵送します。また、ホームページからも用紙をダウンロードすることができます。

**申込み期日**申込みのおおむね1か月半以降の納期限より振替ができます。今からお申し込みいただければ平成23年度の各税の振替からご利用可能です。

**取扱金融機関等**

埼玉りそな銀行、中央三井信託銀行、東京都民銀行、東和銀行、東日本銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、青梅信用金庫、西武信用金庫、多摩信用金

庫、中央労働金庫、大東京信用組合、西多摩農業協同組合、東京都信用農業協同組合連合会及び東京都内の各農業協同組合、ゆうちょ銀行・各郵便局

**問合せ** 収納課 ☎ 551・1578  
**平成23年度『家具転倒防止器具支給事業』開始時期決定のお知らせ**

市では、今年度も『家具転倒防止器具支給事業』を行います。詳しい申請方法や申請ができる協力店舗については、広報ふっさ5月1日号でお知らせします。

**家具転倒防止器具支給事業とは？**

この事業は、福生市に居住し、住民登録または外国人登録を行なっている、希望する世帯主に対して上限15,000円相当の家具転倒防止器具を現物で支給する事業です。支給する世帯数には限りがありますので、先着順の申請とさせていただきます。

なお、申請は申請年度を問わず1世帯1回限りとなりますので、昨年度支給を受けた世帯は申請ができません。

**家具転倒防止器具とは？**

家具転倒防止器具とは、タンス等の転倒を防ぐ突っ張り棒や、家具の下に敷く安定板、ガラスの飛散を防止するシートなど、地震が



起きた際に家具等が倒れたり落下することによる被害を防ぐためのものです。支給の対象となる器具は、市内の協力店舗や公共施設等で配布予定のパネルレットで紹介します。

**支給の申請について**  
支給の申請は、協力店舗で器具等のアドバイスを受けて、その場で申請ができます。

また、65歳以上の高齢者及び障害者等の方のみで世帯で、器具の取付けを希望する場合は、取付け支援も合わせて申請することができます。

**器具の支給の方法**

器具の準備ができ次第、申請を行なった各協力店舗より器具が配布されます。**問合せ** 安全安心まちづくり課防災係 ☎ 551・1638

**J-ALERT（ジェアラート）運用開始！いち早く緊急情報を伝達します！**

J-ALERT（全国瞬時警報システム）が、市では平成23年4月1日から運用開始となります。

**【どんなものなの？】**

J-ALERT（全国瞬時警報システム）とは、国の緊急地震速報や武力攻撃等の緊急情報を発信すると、自動的に市の防災無線から緊急放送が行なわれるシステムです。

これにより、瞬時に緊急情報を住民の皆さんにお知らせすることができるよう

になるため、身を守るための準備に余裕が持てるようになります。

**【警報が鳴った時はどうすればいいの？】**

放送の内容に注意していただき、周囲の状況に応じてあわてずに行動してください。また、テレビ・ラジオ等の情報にご注意ください。

**【どんな情報が流れるの？】**

福生市で放送される内容については、市ホームページ↓防災↓J-ALERT紹介ページをご覧ください。

また、国民保護ポータルサイト (<http://www.kokuni-nhogo.go.jp/>) で、実際の警報音を聞くことができます。（ただし、緊急地震速報は除く）

**【注意事項】**

- ①これらの情報は、自動的に放送されるシステムのため、夜間でも放送されます。
- ②このシステムは、消防庁のコンピュータが自動的に発信するシステムのため、誤報の可能性があります。その場合は誤報（キャンセル）放送が流れます。
- ③緊急地震速報で、震源が近い時や直下型地震の場合、放送が間に合わないことがあります。
- ④気象警報速報については、自動での放送はせず、状況に応じて放送を行いません。

**問合せ** 安全安心まちづくり課防災係 ☎ 551・1638

**【ご存じですか】 市民標準葬祭**

市民の皆さんの経済的負担を軽減し、安心して葬儀が行なえるよう、葬儀業者（下表参照）と協定を結んでいます。

**利用できる方** ①市内にお住まいの方が亡くなった

内容	料金	備考
祭壇	120,000円	瑞穂斎場組合を使用の場合を除く
企画執行管理料	120,000円	企画執行管理料、各種届出、司会進行、記帳類一式、枕飾り、焼香用品一式
木棺(桐八分)	40,000円～	納棺用品一式を含む
収骨容器	4,500円	瑞穂斎場組合の定める額
会葬礼状	8,000円	100枚・清め塩付き
遺影	20,000円～	カラー・四つ切り・額付き
ドライアイス	16,000円	10kg・2日間
供物	10,000円	果物、砂糖菓子
霊柩車	6,100円	瑞穂斎場組合の定める額（普通車で10kmまで）
後飾り	8,000円	

別途料金		
マイクロバス	40,000円～	
照明設備一式	5,000円～	
放送設備一式	10,000円～	
暖房具	4,500円	1台・器具付き

**【市民標準葬祭取扱業者一覧】**

事業所名	住 所	電話番号
（株）愛礼儀典	福生市熊川1075番地1 ビューハイツ富士503	551・2071
愛和セレモニー	福生市熊川888番地	530・8686
島田屋造花店	福生市本町134番地	551・0226
（有）西武葬祭	福生市熊川761番地	551・2547
（株）セレモアつくば	福生市熊川1311番地	551・1191
セレモニーホール福生	福生市加美平1丁目19番地5	553・8200
創友社	福生市福生1983番地40	553・7664
（株）多摩祭典	福生市福生2350番地	551・8200
（株）ドリーミー	福生市志茂57番地1	553・2821
J Aにしたま葬祭センター	瑞穂町長岡1-62-6	0120・042・706
播磨屋典礼（株）	福生市熊川1348番地2	530・6969
フューネラルそうしん	福生市福生1213番地	530・4544
（株）クオーレ福生営業所	福生市福生784番地B	553・8224

**市民契約保養施設のご案内**

市民の皆さんが、指定された宿泊施設を利用する場合、宿泊費の一部を市が助成します。

**利用方法**

①下表の予約申込み先（旅行業者など）へ宿泊の予約をしてください。利用料金などは、指定旅行業者にお問い合わせください。

※施設のパンフレットや利用方法は、指定旅行業者または市役所総合窓口課（市役所1階7番）にお問い合わせください。

②利用申請書に記入・押印のうえ、総合窓口課へ提出して利用券を受け取ってください。

**助成金** 下表を参照※「小人」は4歳以上から小学6年生までです。

**助成対象者** 申請する6か月前から引き続き市内に住所を有し、住民基本台帳に記載されている方または外国人登録原票に登録されている方（ただし、在留資格を有するもの）。18歳未満の方だけで利用する場合は保護者の同意が必要です。

**利用券の交付枚数** 利用券の交付は1泊につき1枚で、市民一人当たり同一年度（4月から翌年3月末まで）1枚までです。

なお、宿泊利用する施設により利用方法が異なりますので、詳しくは総合窓口課のパンフレットまたは市ホームページをご覧ください。※利用申請の際、本人確認書類（運転免許証、保険証等）を持参してください。

**問合せ** 総合窓口課 ☎ 551・1595

宿泊施設	助成金	予約申込み先
旅館・ホテル	大人3,000円 小人2,000円	【市内の指定旅行業者】 ■（有）ダイナ旅行 ☎ 553・3310 ■立川トラベルセンター ☎ 553・2202 ■（株）P T S トラベルナビ ☎ 539・1911
民宿	大人2,000円 小人2,000円	
保養所	大人3,000円 小人2,000円	東京都町村職員共済組合保養所（シーサイドいづたが）の宿泊予約は施設へお申し込みください。 ☎ 0120・731・241（フリーダイヤル）
かんぼの宿	大人3,000円 小人2,000円	かんぼの宿の宿泊予約は各宿泊施設にお申し込みください。 <b>問合せ</b> 日本郵政 ☎ 0120・715・294（フリーダイヤル）
河津温泉旅館組合指定施設 津南町観光協会指定施設	大人3,000円 小人2,000円	宿泊予約は各宿泊施設にお申し込みください。

**納税は 納期内で 元気な福生**